

贈与・非課税を営業に活かす

向上計画総研 「営業の武器」 セミナー

向上計画総合研究所(本社・札幌市)は5月21日、「今すぐ使える住宅営業ツール」持たせていますか?営業の武器」セミナーを札幌市内で開催した。

セミナーは三部構成で、第一部は税理士・行政書士の前島治基氏が「生前贈与を住宅営業に活用する方法」をテーマに講義した。

贈与税は1年間に贈与を受けた財産に課税される財産の合計額から基礎控除額を差し引いた金額に税率を掛け、一定の控除額を差し引いて計算する暦年課税が原則。

贈与者が65歳以上の親で、贈与を受けるのが20歳以上の子の場合に限って、相続時精算課税を選択できる。

贈与税を控除する方法で①非課税の特別控除額が2500万円②税率が一律20%③父母ごとの選択性一などが特徴。

昨年未までは住宅取得資金などが目的の贈与の場合、親の年齢制限がなく、特別控除額は1000万円が上乗せされていた。

今年からは相続時精算課税の1000万円の上乗せを廃止。新たに「住宅取得資金の贈与に係る

贈与税の特例措置(住宅特例)を拡充。父母などの直系尊属からの贈与で新築住宅の建設・購入

やリフォームのための金銭を取得した場合、資金のうち、今年中に制度の適用を受ける場合1500万、来年は1000万円までの金額が非課税。

今年、住宅特例を適用すると暦年課税では1610万円、相続時精算課税だと4000万円まで非課税になるが、税務署

に対し贈与の申告が必ず。前島氏は「(施主が)特例の申請をする場合は

税務署への申告や年齢などの要件の説明が必須」と強調した。

贈与税の特例措置(住宅特例)を拡充。父母などの直系尊属からの贈与で新築住宅の建設・購入

やリフォームのための金銭を取得した場合、資金のうち、今年中に制度の適用を受ける場合1500万、来年は1000万円までの金額が非課税。

今年、住宅特例を適用すると暦年課税では1610万円、相続時精算課税だと4000万円まで非課税になるが、税務署

に対し贈与の申告が必ず。前島氏は「(施主が)特例の申請をする場合は

税務署への申告や年齢などの要件の説明が必須」と強調した。

贈与税の特例措置(住宅特例)を拡充。父母などの直系尊属からの贈与で新築住宅の建設・購入

やリフォームのための金銭を取得した場合、資金のうち、今年中に制度の適用を受ける場合1500万、来年は1000万円までの金額が非課税。

今年、住宅特例を適用すると暦年課税では1610万円、相続時精算課税だと4000万円まで非課税になるが、税務署

に対し贈与の申告が必ず。前島氏は「(施主が)特例の申請をする場合は

税務署への申告や年齢などの要件の説明が必須」と強調した。



講義する前島氏